

<実践報告>

**生徒指導の問題行動のチームアプローチ  
—警察官OBの学校生活支援員との協働を通して—**

五十嵐 淳  
(稲敷市立阿波小学校)

山口豊一  
(聖徳大学)

Team approach of Problem behavior of student guidance .  
-Through Collaboration with school life support staff-

キーワード：生徒指導，問題行動，チームアプローチ，警察官OB，学校生活支援員，  
協働

KEYWORDS：Student Guidance, Problem behavior, Team approach,  
Retired Policemen, School life support staff, Collaboration

**抄録**

本論では、生徒指導の問題が頻発する、いわゆる「荒れた学校」を正常な状態に戻すために取り組んだ施策を検証する。当該校では、様々な手立てを講じて生徒指導上の課題解決に向けて取り組んだが、課題はなかなか解決できず、学校単独の取組だけでは解決困難な状況であった。そこで、保護者や関係機関との協力・支援体制を整えて「チームとしての学校」を機能させることが重要であると考え、学校現場にとってはこれまでタブーとされてきた警察組織の導入を試みた。具体的には、退職した警察官OBを学校生活支援員として学校現場に常駐させ、学校と協働して生徒指導上の問題行動の解決に当たる取組を実践した。手の施しようがないほど生徒指導上の課題を抱えている学校においても、警察官OBである学校生活支援員と協働してチームアプローチを実践していくことにより、問題行動の減少とともに生徒との関係性も向上し、改善に向かうことが事例として示された。

**1. はじめに**

学校教育において生徒指導は、学習指導と同様に学校の中核をなすものである。生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこと」（文部科学省、2010）であり、学校教育活動全体を通して取り組むものである。中学校では、問題行動の複雑化・多様化が進行し、規範意識の低下など、深刻な状況にある学校も少なくない（五十嵐、2019）。

これからの学校が複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方を見直し、「チームとしての学校」<sup>1)</sup>を作り上げていくことが大切である（田邊ら、2015）。特に、生徒指導上の問題行動への対応については、学校の教職員だけでなく、

スクールカウンセラー等との協力や、PTAや外部の関係機関との連携が重要である。中でも、学校の力だけでは解決困難な状況にある、いわゆる「荒れた学校」においては、警察組織との連携・協力は欠かせないものであり、必要に応じて連携していかなければならない<sup>2)</sup>。

しかしながら、学校が連携していく組織の中でも、福祉関係や教育相談関係と比べて、警察組織と連携していくことに対しては、学校を含めた教育関係機関や児童生徒の保護者などからも抵抗感があることは事実である。そこには、「警察の力を借りることは、学校の負けであり、教師の負けである」(内田, 2018)という、学校に今でも根強く残る学校文化の影響がある。しかしながら、学校として正常な状態が保てないほどの生徒指導の問題行動が頻発する状況においては、渡部(2018)が指摘しているように、学校側からは連携先として躊躇や不安がある警察の力を借りても、生徒指導の問題行動の解決を図り、学校改善に努めなければならない。

本論では、荒れた状態の中学校で、実際に取り組んだ学校と警察の連携事例について述べ、その成果と課題を明らかにする。具体的には、退職した警察官OBを学校生活支援員として学校現場に投入して、学校と学校生活支援員とが協働して生徒指導上の問題行動の解決に当たる取組(実践)を検証する。これらを通して、今後の問題行動の未然防止、問題解決、事後対応に向けての実効性の高い連携を構築するために必要となる提言を試みる。

## 2. 当該校の生徒指導上の現状と課題

### (1) 具体的な問題行動

荒れた状態の中学校の改善に費やしたのは3年間であり(以下、初年度、2年度、3年度として記述する)、再生に向けた実践を検証する。A中学校は、数年来、生徒指導上荒れた状態が続いており、教育困難校として課題が山積していた。2年度までは学校全体で規範意識の低下が見られ、学年が上がるにつれ生徒指導上の問題が頻発し、日々、問題行動の後追い指導に追われていた。生徒指導上課題のある生徒は、校内では、授業離脱、器物損壊(図1)、対教師暴力、喫煙、携帯電話の校内使用などの問題行動を繰り返した。その対応に追われ、教員は疲弊していた。迷惑行為は校内にとどまらず、地域にまで及んでいた。A中学校生徒の問題



図1 器物損壊の状況

は、もはや学校や教育委員会だけの問題ではなく、市全体の問題となっていた。

### (2) 警察組織との連携

生徒指導加配の管理職として勤務していた第一筆者は、原田(2015)が指摘するように、早い段階から、当該校の生徒指導上の問題解決のためには外部の力、特に警察組織との連携が欠かせないと考えていた。そのため、赴任した初年度の時点で実際にできうる連携は図っていた。以下にその連携事例を示す。

### ① 地域の警察署との連携

第一筆者が窓口となり、日常的に情報交換を行った。窓口担当を学校側が管理職とし、警察側も生活安全課長とすることで、芹田（2011）が指摘するように、顔の見える連携の土台作りがなされた。

### ② いじめ解消サポーターの活用<sup>3)</sup>

県警本部出身の「いじめ解消サポーター」が週に1回来校し、具体的な対応等について助言をしてもらった。関係機関、特に警察との仲介役として支援に当たった。

### ③ その他関係機関との連携

相談、連携できる関係機関とは積極的に関わりをもった。家庭裁判所、保護司会、市子ども家庭課、児童相談所、民生児童委員等である。神野（2015）が指摘するように、関係機関の連携の上に児童生徒を見守り、育てていくといった考えが必要不可欠と考えた。

しかし、地域の警察署に毎日学校を巡回してもらうわけにもいかず、生徒指導上の問題は簡単に解決できなかった。また、いじめ解消サポーターについても、来校した時には問題行動に規制がかかる様子がかがえたが、それ以外の日は大きな変化は見られなかった。

## 3. 革新的施策導入の経緯

### （1）警察官OBの学校生活支援員制度導入の契機

初年度7月に、3年生男子が器物損壊及び対教師暴力事件で逮捕されるという事案が起きた。軽微な器物損壊は日常的に起きていたが、学校という教育の場から警察に通報するというのはなかなか難しく、結局は校内の処理で済ませていることが多かった。しかし、この事案の場合は、生徒が器物損壊行為に及び、教師が制止したところ殴りかかってけがを負わせるという悪質なものであり、警察に通報する事案となった。校内で生徒が逮捕されることの衝撃は大きく、これを契機に問題行動に歯止めがかかると思われたが、周りの生徒は1週間もすれば、変わらずに問題行動を繰り返した。警察による逮捕という事実も、問題行動抑止という観点で見ると一過性のものに過ぎなかったのである。

さらに、この約10ヶ月後の2年度5月に、重大な非行事件が起きた。加害生徒数名が逮捕され、学校は周囲から批判を浴びた。この事件が今回の施策導入の直接的引き金となった。学校、保護者、地域住民らの要請もあり、市長、地元警察署長、そして地元の警察官OB組織である警友会会長が連携して話し合いの場をもつことになった。その会議のコーディネーター役として学校側から管理職も参加することになった。ここで、学校は、学校現場に警察組織が日常的に常駐して、教職員と協働しながら生徒指導の問題行動にチームとしてアプローチしていく体制の整備を強く要望・要請した。

### （2）システム構築までの流れ

学校は、日常的に地域の警察署と連携を図っていたが、初年度に器物損壊及び対教師暴力で生徒が逮捕された事件が起きても、問題行動に歯止めがかからない現状から、管理職であった第一筆者は、事件が起きてから対応するという対症療法的な消極的生徒指導では

学校改善は図れないと考えた。学校は教育の場であり、生徒が間違っただけをしても、指導して改善を促すことが求められ、基本的には校内での処置で対応してきた経緯がある。したがって、生徒指導上課題がある生徒たちは、問題行動を引き起こしても、学校は注意するだけで重大なペナルティは与えられないだろうと考えていた。

渡部（2017）も述べているように、警察との連携には、学校や教職員にとって躊躇があることは否めない。しかしながら、問題行動の未然防止と問題行動発生の際には法的根拠に基づいた毅然とした対応を図るために、学校現場にとってはこれまでタブーとされてきた警察組織の導入を構想した。具体的には、退職した警察官OBを学校生活支援員として学校現場に投入して、教職員と学校生活支援員とが協働して生徒指導上の問題行動の解決に当たる取組を実践したいと考えた。

### （3）学校生活支援員制度の導入

学校生活支援員制度は、2年度6月より導入された。市立小学校及び中学校の学校生活に適應できない児童生徒に対し、学校生活における指導及び支援を実施することにより、児童生徒の安全と学校環境の安定及び学校生活の向上を図る目的で導入が決定された。学校生活支援員の報酬は市が予算化して負担することも決まった。あらかじめ登録された10名の学校生活支援員から毎日2名が学校に勤務する形態であった。学校生活支援員は、A中学校への派遣だけに限らず、市内のどの小中学校にも派遣できるシステムであった。

学校生活支援員は、警察官OBで、常時2人体制を組み、教職員の指導を支援する。通常は職員室の上の階の控室に待機しており、随時校内巡視のため教室や廊下、体育館の裏側など、校舎内を見回るのが主な業務である。例えば、授業離脱生徒に教師が指導している場合、それに時間がかかり、授業に支障が出そうなときに、教職員に代わり様子を見て、状況に応じて教室に戻る手助けをするなどの柔軟な対応をする。勤務日誌にその日の対応事案、具体的な生徒名、対応の内容等を記載するなどし、情報を共有できるようにした。

## 4. 施策実施の影響

### （1）導入直後

学校生活支援員制度の導入が決まり、最初に行ったのは、学校職員への制度導入の趣旨説明であった。これから一緒に協働して生徒指導上課題のある生徒に対応していく上で、学校職員が一枚岩にならないければ課題解決は困難である。そして、同時に、生徒指導上の共通理解事項の徹底を図った。起こり得る事案に備えて、具体的な対応マニュアルを作成し、冊子として職員に配付し、職員研修で共通理解を図った。

生徒からは導入に対して大きな反発があると予想していた。この制度は、校内に警察関係者が常駐している交番があるようなものであり、生徒にとっては歓迎すべきものではなかったはずである。そして、学校生活支援員を配置した初日に、リーダー格の生徒が、学校生活支援員を挑発するという事案が発生した。そこで、毅然とした対応でその生徒を諭したところ、廊下のガラスに自転車のヘルメットを投げつけて割るという行動を示した。

これまでの学校の対応ならば、注意して家庭に連絡して弁済を求めるという対応で処理してきたところだが、警察官OBである学校生活支援員の対応は学校職員の対応とは明らかに違い、警察に連絡した上で事件として処理をするという対応をとった。その厳しい対応に、当該生徒はそれ以上反抗する態度を示さなかった。

また、同日に、別の生徒が教職員とトラブルになり、教職員の胸元をつかむという事案も発生した。それについても、これまでの学校の対応ならば、加害生徒を教職員から引き離した上で、落ち着かせ、説諭して指導を終わらせていたところだが、警察官OBである学校生活支援員の認識は、教職員とは違い、胸元をつかむこと自体が暴行であるとの見解のもと、警察に連絡し、事件として処理をするという対応を見せた。

学校生活支援員制度導入初日に、これまでであれば口頭注意や説諭で済まされていた行動が警察に被害届が出されるとともに、事件として処理された事実は、学校中の生徒にとって衝撃的な出来事であった。そしてこれは法に則った適切な処置であったと言える。教職員側もガラスの破損や殴るまでには至っていない胸元をつかむという行為のみで、暴行として扱う警察官OBの厳しい対応に驚いたが、これまで教職員の指導も説諭も心に届かなかった生徒たちが、社会の厳しさに接し、考える様子を見て、法に則った毅然とした対応が必要な場合もあることを認識した。

## (2) 制度導入後しばらくして

制度導入後時間がたつと、生徒たちもだんだん学校生活支援員に慣れてきた。最初は、自分たちを見張ったり管理したりするための怖い人たちという目で学校生活支援員を見ており、敵対心を見せていたが、そのうち、生徒たちの態度にも変化が表れてきた。学校生活支援員が校内巡視をした際、授業離脱をしていた生徒に近づくと逃げ回っていた様子から、徐々に、近づいても逃げ出さなくなり、学校生活支援員と話をするようになってきた。逆に、支援員の方も、問題行動生徒の顔と名前を覚えるようになった頃から、親しく話をするようになっていった。

## 5. 検証・分析

主な問題行動の年度比較を行った。学校生活支援員の導入が当該校生徒指導の大きな転機になった。導入を境に、問題行動の件数が減少し、改善の方向へとシフトしていった。

### ① 主な問題行動（表1）

暴力行為が初年度に比べて大きく減少している。特に器物損壊事案については、校内環境の整備や地域の警察署との連携、学校生活支援員の導入が効果をあげたと思われる。対教師暴力も2年度の3件のうち2件は学校生活支援員導入以前の事案である。

### ② いじめの認知件数（表2）

いじめの認知件数も初年度に比べて2年度は半数以下になっている。学校生活支援員制度という施策を実践したことで、問題行動を起こしがちな生徒だけでなく、通常の生徒にも良くない言動に対するブレーキがかかり、いじめにつながる言動が減ったと考えられる。

表1 主な問題行動の年度比較					表2 いじめの認知件数		
年度	対教師暴力	生徒間暴力	器物破損	合計	年度	件数	主な態様(複数回答)
初年度	5	17	54	76	初年度	28	からかい(28) 仲間外れ(3) 軽くたたく(3) 蹴る(1)
2年度	3	10	19	32	2年度	13	からかい(8) 仲間外れ(5) ものを壊される(2)
3年度	0	1	8	9	3年度	4	からかい(4)

## 6. 成果

### (1) 制度導入による変化

学校生活支援員制度を取り入れたことによって、学校全体の変化が少しずつ見られるようになっていった。まず、問題行動の減少である。次に、問題行動グループの人数の減少である。当初は、授業離脱等をする生徒数は20名を超えていたが、徐々にその数は減っていった。また、学校生活支援員の控室に、課題のある生徒が遊びにくる様子が見られるようになった。さらに、学校生活支援員とは直接かかわりが薄い一般の女子生徒が、学校生活支援員に学校生活の悩みを相談しに控室を訪れる姿も見られた。徐々に学校の教員とも関係性ができてきて、個別の生徒について担任と情報交換する様子も見られるようになってきた。

時間とともに、生徒と学校生活支援員との関係性も高まり、生徒からすれば最初は取り締まる存在だった人から、徐々にその意識が変わってきた。時によっては相談者であったり、カウンセラー的な存在であったりと、ルールとリレーションの形成(河村, 2012)がなされ、学校生活支援員の導入当初の問題行動の監視役的存在から本当の意味での学校生活全般における支援者となっていく様子が見えてきた。

### (2) 取組(実践)の効果

A中学校は生徒指導事案の発生ピーク時と比べると、全体的に落ち着きつつある状況に変化してきた。その背景には問題行動生徒との敵対する関係から、関わりを中心とした信頼関係を築いていったことが大きいと考えられる。学校生活支援員の導入初日に、器物損壊事案と教職員への暴行事案を事件として処理し、警察と連携した対応をとったことで、度を過ぎた行為は法的根拠に基づいた処置がなされることが生徒に示された。このことで、これまで問題行動を繰り返してきた生徒の行動に規制がかかった。また、効果はそれだけにとどまらず、教職員にとっても、頼りになる存在が校内に待機していてくれるという安心感から、自信をもって生徒指導に当たれるようになってきた。今まで遠慮しがちであった生徒への指導が、改善されてきた。一般の生徒も、安心して生活できるようになり、徐々に規範意識の向上も図られた。

### (3) 問題行動の大きな減少

#### ① 全く見られなくなった問題行動

対教師暴力は学校生活支援員制度導入後の2年度の2学期以降発生していない。そして、自転車へのいたづら、爆竹、ものを階下に投げる行為、校内での自転車乗り、部活動の妨害行為などが改善された。

## ② ほとんど見られなくなった問題行動

軽微な器物損壊行為は若干あったが、大きなものは2年度の3学期以降発生していない。水風船落とし、蛇口の放水、校舎侵入、備品の持ち出しなどもほとんどなくなった。

## ③ 大幅な改善が見られたが、課題の残る問題行動

校内での携帯電話の使用は、一部グループの生徒の間で改善されなかった。校内での喫煙も一部の生徒に限られるが、継続していた。しかし、ベランダやトイレといった他の生徒が目にする場所での喫煙は激減し、自転車置き場や体育館裏に限定されるようになった。

## 7. 考察

外部機関との連携や外部人材の投入が、学校の課題解決に資するという事例は数多く報告されてきた（国立教育政策研究所，2011）。「チームとしての学校」の取組（実践）である。しかし、今回のA中学校における実践は、連携した外部機関や投入した外部人材が、警察組織であったという点が前述の報告との相違点である。芹田（2011）によると、学校と警察の連携において、スクールサポーターが大きな成果を上げていることが示されている。また、杉山（2004）は、スクールサポーター派遣によって、問題行動が沈静化する効果が認められていることを指摘している。今回のA中学校における学校生活支援員の実践は、スクールサポーター制度と内容や取組が近いものがあるが、芹田（2011）が示す学校と警察の連携施策（学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、サポートチーム、スクールサポーター、少年相談、非行防止教室、地元警察署との連携）とは一線を画し、学校現場への関わりの深さや頻度といった点で考えると、大きな違いがある。A中学校における学校生活支援員の実践は、関わりの頻度として、年間を通じて毎日常駐しており、問題行動の監視役的存在から学校生活全般における支援者となっていることが、これまでの実践や施策と大きく違っており、革新的であると捉えることができる。

学校現場にとってはこれまでタブーとされてきた警察組織（学校交番）の導入という施策が効果を挙げたことは事実である。もし、今回学校現場に投入した学校生活支援員が警察関係者でなかったら、同様の効果が得られたかどうかは疑問である。つまり、学校という警察とはあまり馴染まない場所でも、前例にとらわれず思い切った施策を実行することで、解決の糸口が見つかることがこの実践研究から示唆された。

## 8. まとめ

生徒指導上の課題がある学校の再生・改善に向けて、退職した警察官OBを学校生活支援員として学校現場に投入して、学校と協働して生徒指導上の問題行動の解決に当たる取組を実践してきた。結果として、システムとしての学校生活支援員制度を整えて機能させ

たことで、生徒指導上の課題の改善に大きく前進した。外部人材の活用、警察官OBの学校生活支援員の学校現場への投入というカンフル剂的取り組みの効果は絶大であった。

以上、手の施しようがないほど生徒指導上の課題を抱えている学校においても、警察組織と連携した施策を実践していくことで、改善に向かうことが事例として示された。

## 註

- 1) 中央教育審議会(2015)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)(中教審第185号)」, Retrieved from [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm)
- 2) 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター(2013)「学校と警察等との連携」, 生徒指導リーフ12. Retrieved from <http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf12.pdf>
- 3) 茨城県教育委員会(2019)「いじめ解消サポーターを活用した各学校での取り組み」, Retrieved from <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/iinkai/ijimegakkou/index2.html>

## 引用文献

- 原田恵理子(2015)「生徒指導における今日的課題」神野建・原田恵理子・森山賢一著『最新 生徒指導論』大学教育出版, 85-87.
- 五十嵐淳(2019)「生徒指導上の課題解決を目指す「チームとしての学校」の一実践 -カリキュラム・マネジメントと組織マネジメントの2つの視点から-」, 『教育実践学研究』第22号, 53-61.
- 神野建(2015)「開かれた生徒指導への取り組み」神野建・原田恵理子・森山賢一著『最新 生徒指導論』大学教育出版, 115-119.
- 河村茂雄(2012)『学級集団づくりのゼロ段階』図書文化, 14-20.
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2011)『生徒指導資料第4集 学校と関係機関等との連携 ～学校を支える日々の連携～』, 17-42.
- 文部科学省(2010)『生徒指導提要』教育図書, 1, 152-159.
- 芹田卓身(2011)「少年非行対策における学校と警察の連携 -現状と課題-」, 『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要. 心理発達科学』, 第58号, 119-128.
- 杉山憲一(2004)「埼玉県警察と学校, 関係機関との行動連携事例 -スクール・サポーター制度による新たな試み-」『月刊生徒指導 34(10) 2004.8』学事出版, 24-30.
- 田邊昭雄・原田恵理子・森山賢一著(2015)『教員の在り方と資質向上』大学教育出版, 77-85.
- 内田良(2018)「教師への暴力 警察通報にためらい 閉ざされた学校の闇に迫る」, 3. Retrieved from <https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20180817-00093407/>
- 渡部容子(2017)「生徒指導における外部機関との連携-学校警察相互連絡制度-」, 『近畿大学生物理工学部紀要』第40号, 1-10.